

The Formation of Trust-Bank in the United States

青山, 和司

<https://doi.org/10.15017/2920624>

出版情報 : 経済論究. 55, pp.1-42, 1982-12-20. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai
バージョン :
権利関係 :



アメリカにおける信託兼営銀行の形成

青 山 和 司

《目 次》

- I はじめに
- II 信託会社の商業銀行化
- III 信託業務の近代化と信託会社の規制
- IV 商業銀行の信託兼営化
- V むすび

I は じ め に

アメリカでは1960年代から70年代にかけて、政府機関・議会によって、金融機関の経済的影響力に関する一連の調査・研究が行なわれた¹⁾。これらの調査・研究のうち、いわゆる『パットマン委員会報告』は、商業銀行の信託部門に焦点をあて、その分析を行なっている。この報告書は、商業銀行がその信託部門において、商業銀行（信託部を除く）に次ぐ巨額の資産を保有していることを明らかにし、それまで統計資料の不備²⁾ 等のため、見すごされがちであった商業銀行の信託部門に対する関心を引き起こした³⁾（表1参照）。

筆者もまた、『パットマン委員会報告』に触発されて、商業銀行の信託部門を研究対象に設定したのであるが、本稿での主要な問題意識は次のとおりである。

現代アメリカの商業銀行は、『パットマン委員会報告』の『商業銀行とその信託活動』（“*Commercial Banks and Their Trust Activities*”）という原題からも分かるように、信託業務を兼営するという特色をもっている。アメリカの

表1 主要金融機関の資産額
(1977年12月31日現在)

	資産額(億ドル)
商 業 銀 行 (信託部門を除く)	11,297.8
商業銀行信託部門 ^(a)	5,027.1
生命保険会社	3,517.2
貯蓄貸付組合	4,592.4
相互貯蓄銀行	1,472.9
オープンエンド投資会社	450.5

(出所) (a) Board of Governors of the Federal Reserve System, Federal Deposit Insurance Corporation, Office of the Comptroller of the Currency, *Trust Assets of Insured Commercial Banks*-1977.

(a)以外 *Federal Reserve Bulletin*, Vol. 66, No. 1, Jan., 1980.

商業銀行は、州法銀行 (State Bank) と国法銀行 (National Bank) とから成る「二重銀行制度」 (“Dual Banking System”) であり、しかも中小銀行が多く、その数は、1977年には全体で14,397行にものぼっている⁴⁾。このうち同年について、信託部門を有している商業銀行は、4,156行⁵⁾であり、全体の3分の1強が、信託業務を兼営していることになる。

表2は、信託部門の保有資産順に、上位25行の信託資産と預金残高を示したものである。この表で分かるように、信託資産

表2 信 託 資 産 上 位 25 行 (1)

(1977年12月31日現在)

(単位 1,000ドル)

銀 行 名	(a) 信託資産	(b) 預 金	預金 順位
1. BANKERS TRUST COMPANY NEW YORK	25,795,459	16,684,792	9
2. CITIBANK, N. A. NEW YORK	24,542,985	56,454,893	2
3. MORGAN GUARANTY TRUST COMPANY NEW YORK	24,236,011	23,840,572	5
4. MELLON BANK, N. A. PENNSYLVANIA	15,280,875	7,682,185	16
5. THE CHASE MANHATTAN BANK, NATIONAL NEW YORK	14,473,907	43,829,096	3
6. BANK OF AMERICA NATIONAL TRUST AND SAN FRANCISCO, CALIFORNIA	13,002,859	67,241,540	1

7. UNITED STATES TRUST COMPANY NEW YORK	11,411,907	951,167	123
8. HARRIS TRUST AND SAVINGS BANK ILLINOIS	10,960,883	4,050,821	24
9. MANUFACTURERS HANOVER TRUST COMPANY NEW YORK	10,892,233	29,502,403	4
10. THE NORTHERN TRUST COMPANY ILLINOIS	10,582,521	3,379,738	28
11. NATIONAL BANK OF DETROIT MICHIGAN	9,645,248	6,557,658	18
12. THE FIRST NATIONAL BANK OF CHICAGO ILLINOIS	8,813,377	17,075,416	8
13. CHEMICAL BANK NEW YORK	8,506,434	23,214,964	6
14. CONTINENTAL ILLINOIS NATIONAL BANK ILLINOIS	7,312,683	18,442,741	7
15. THE CLEVELAND TRUST COMPANY OHIO	6,984,985	3,092,701	33
16. THE BANK OF NEW YORK NEW YORK	6,632,889	4,791,325	20
17. THE FIRST NATIONAL BANK OF BOSTON MASSACHUSETTS	6,453,504	7,389,621	17
18. WILMINGTON TRUST COMPANY DELAWARE	6,413,845	882,559	136
19. MANUFACTURERS NATIONAL BANK MICHIGAN	5,724,751	2,917,260	35
20. WELLS FARGO BANK, NATIONAL CALIFORNIA	5,578,044	12,484,179	11
21. SECURITY PACIFIC NATIONAL BANK CALIFORNIA	5,118,733	14,889,632	10
22. CROCKER NATIONAL BANK CALIFORNIA	4,968,804	10,468,287	12
23. AMERICAN NATIONAL BANK AND TRUST ILLINOIS	4,216,299	1,532,015	67
24. WACHOVIA BANK AND TRUST COMPANY NORTH CAROLINA	4,212,258	3,156,598	32
25. IRVING TRUST COMPANY NEW YORK	4,172,957	8,902,433	15

(出所) (a) Federal Deposit Insurance Corporation; Board of Governors of the Federal Reserve; Office of the Comptroller of the Currency, *Trust Assets of Insured Commercial Banks*, 1977.

(b) Moody's Investors Service, Inc., *Moody's Bank & Finance Manual*, 1978, a4.

による順位と預金残高による順位とでは、かなりの相違があるが、全体として預金残高の多い商業銀行は、その信託部門においてもまた多くの信託資産を保有している。このようにアメリカでは、資産規模の大きい商業銀行は、信託業務を兼営するのが一般的であり、いわゆる「信託兼営銀行」であるといえることができる。この点、わが国では信託兼営銀行は全部で8行しか存在せず、極めて対照的である。

さて、そこで筆者の問題意識は、第1に、上述のようなアメリカの信託兼営銀行が、どのような過程を経て形成されてきたかということ、第2に、商業銀行にとって信託業務を兼営することが、どのような意義を持ちうるのかということ、この二点に要約することができる。本稿では紙幅の都合上、前者の方に重点を置いて論じ、後者については簡単に触れるにとどめざるを得なかった。

さて本論に入る前に、信託業務と商業銀行業務との兼営という問題を論じる際のアプローチについて、若干検討しておこう。信託兼営銀行が形成される以前は、信託業務は信託会社⁹⁾によって、商業銀行業務は商業銀行によって、それぞれ営まれていたのであるが、両業務の兼営を考える場合、二つの方向からのアプローチが可能である。すなわち、一つは信託会社の側から商業銀行業務への進出というアプローチであり、もう一つは商業銀行の側から信託業務への進出というアプローチである。歴史的には、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、まず信託会社が先に商業銀行業務に進出し始めた。そして次に、商業銀行が、信託会社の商業銀行業務への進出に対抗して、信託業務への進出を開始したのである。

そこで、信託会社による商業銀行業務への進出について、論じることから始めようと思う。

〔注〕

1) これらの調査報告は、主として次の文献によって公表されている。

- (1) U.S., Congress, House, Banking and Currency Committee, subcommittee on Domestic Finance, *Commercial Banks and Their Trust Activities: Emerging Influence on the American Economy*, 90th Congress 2nd Session, 1968. 志村嘉一訳『銀行集中と産業支配——パッ

トマン委員会報告』東洋経済新報社、1970年。

- (ii) Securities and Exchange Commission, *Institutional Investor Study Report of the Securities and Exchange Commission*, 1971.
- (iii) U. S., Congress, Senate, Select Committee On Small Business, *Role of Giant Corporations in the American and World Economies; Part 4, Corporate Secrecy: Ownership and Control of Industrial and Natural Resources*, 92nd Congress 2nd Session, 1975.
- (iv) U. S., Congress, Government Operations Committee, Subcommittee on Intergovernmental Relations, and on Budgeting, Management, and Expenditure, *Disclosure of Corporate Ownership*, 93rd Congress, 1st Session, 1973; and *Corporate Disclosure*, Hearings, 93rd Congress, 2nd Session, 1975.
- (v) U. S., Congress, Senate Government Operations Committee, Subcommittee on Reports, Accounting, and Management, *Institutional Investors' Common Stock: Holdings and Voting Rights*, 94th Congress 2nd Session, 1976.
- (vi) U. S., Congress, Senate Government Operations Committee, Subcommittee on Reports, Accounting, and Management, *Corporate Ownership and Control*, 94th Congress, 2nd Session, 1975.

(i)の文献は、その表題どおり商業銀行とその信託活動についての調査であるが、それ以外の文献は、商業銀行、生命保険会社等、金融機関全体を調査対象としている。

- 2)『パットマン委員会報告』以前には、国法銀行の信託部門に関する統計が、通貨監督官の年次報告書によって公表されていたが、州法銀行を含む商業銀行信託部門全体の統計は存在していなかった。信託部門全体の統計は、1968年から通貨監督官、連邦準備、連邦預金保険会社によって、毎年公表されるようになった。
- 3)『パットマン委員会報告』以後、会社支配論をめぐって、それまで大勢を占めていた経営者支配論に反対して、商業銀行の会社支配を主張する見解が現われてきた。これらの見解は、商業銀行の信託部門による大量の株式保有をその立論の基礎としている。詳しくは以下の文献を参照されたい。
 - (i) Kotz, David M., *Bank Control of Large Corporations in the United States*, 1978. 西山忠範訳『巨大企業と銀行支配——現代アメリカ大企業の支配構造——』文真堂、1982年。
 - (ii) Fitch, Robert, and Oppenheimer, Mary, "Who Rules the Corporations?" *Socialist Revolution*, Vol. 1, Nos. 4-6, 1970. 岩田巖雄、高橋昭三監訳『だれが会社を支配するか——金融資本と「経営者支配」』ミ

ネルヴァ書房, 1978年。

- 4) *Federal Reserve Bulletin*, Vol. 66, No. 1, Jan., 1980; A17.

この数字は、預金保険に加入している商業銀行数を示す。

- 5) Board of Governors of the Federal Reserve System, *Federal Deposit Insurance Corporation, Office of the Comptroller of the Currency, Trust Assets of Insured Commercial Banks-1977*, p. 5.

- 6) アメリカの信託法リステイメントは、信託を次のように定義している。

「信託とは、或る財産権を保有する人に、その財産権を他人の利益のために処理すべき衡平上の義務に従わせる財産権に関する信託的法律関係 (fiduciary relationship) であって、当事者の意思表示にもとづき発生するものを言う。」
(The American Law Institute, *Restatement of the Law of Trusts*, 2nd ed., 1959, p. 6. 慶応義塾大学信託法研究会訳「米国信託法リステイメント」信託協会『信託』88号, 1971年, 26頁。)

これは、簡単にA, B, C三者間の関係として表わすことができる。つまり、Aは自分自身の財産権をBに譲渡するが、Bはその財産権をB自身のためではなく、Cのために管理、運用する義務を負うという法的関係である。

信託用語では、財産を譲渡し、信託を設定する人を委託者 (trustor)、財産に対する法律上の権利を有する人を受託者 (trustee)、そして委託された財産から利益を享受する人を受益者 (beneficiary) と呼ぶ。

信託会社は、受託者の資格で活動し、さらに代理業務等、他人の財産の保全と管理という広い意味の信託業務に従事する。

なお、信託業務に関する包括的解説は、The American Bankers Association, *Trust Department Services*, 1954. 三井信託銀行信託部訳『アメリカの信託業務』東洋経済新報社, 1975年, を参照されたい。

II 信託会社の商業銀行化

1. 信託会社の急速な成長

19世紀末から20世紀初頭にかけて、「『信託会社の急速な成長』あるいは、『信託会社の興隆』」ということが、銀行・金融業界におけるかなり一般的な話題¹⁾になるほど、この期における信託会社の発展は目ざましかった。しかし、その発展は、信託会社の本来の業務たる信託業務によるものではなく銀行業務の成長、拡大によるものであった。会社数、資本金総額、預金総額に関する信託会社と州法銀行、国法銀行との比較は、表3と表4を参照されたい。

表3 商業銀行と信託会社の数と資本金 (1867—1909)

年	銀 行 数			資本金(剰余金を含む)100万ドル		
	国法銀行	州法銀行	信託会社	国法銀行	州法銀行	信託会社
1867.....	1,636	272		481.7	65.2	
1868.....	1,640	247		495.9	66.3	
1869.....	1,619	259		504.8	66.9	
1870.....	1,612	325		518.9	86.5	
1871.....	1,723	452		548.6	111.4	
1872.....	1,853	566		575.7	122.1	
1873.....	1,968			606.9	44.8	
1874.....	1,983			617.2	62.2	
1875.....	2,076	551	35	634.7	75.8	28.8
1876.....	2,091	633	38	632.2	87.4	29.8
1877.....	2,078	592	39	605.7	116.6	29.5
1878.....	2,056	475	35	588.5	103.2	30.0
1879.....	2,048	616	32	569.5	120.8	28.8
1880.....	2,076	620	30	574.0	109.6	24.7
1881.....	2,115	652	31	586.9	113.9	26.0
1882.....	2,239	672	32	608.2	114.9	29.9
1883.....	2,417	754	34	638.6	128.3	31.6
1884.....	2,625	817	35	668.2	141.5	34.1
1885.....	2,689	975	40	672.8	156.0	37.1
1886.....	2,849	849	42	702.5	137.4	49.3
1887.....	3,014	1,413	58	744.0	179.5	52.1
1888.....	3,120	1,403	120	771.5	196.3	77.3
1889.....	3,239	1,671	120	802.7	214.7	85.0
1890.....	3,484	2,101	149	854.6	240.6	105.2
1891.....	3,652	2,572	171	900.1	268.6	117.7
1892.....	3,759	3,191	168	922.9	300.5	126.4
1893.....	3,807	3,579	228	934.9	325.0	145.2
1894.....	3,770	3,586	224	916.8	318.8	154.7
1895.....	3,715	3,774	242	906.0	324.5	173.1
1896.....	3,689	3,708	260	899.5	310.8	173.5
1897.....	3,610	3,857	251	878.5	306.0	175.8
1898.....	3,582	3,965	246	869.9	314.9	171.8
1899.....	3,583	4,191	260	853.0	310.4	184.0
1900.....	3,732	4,369	290	877.7	328.4	239.5
1901.....	4,165	4,983	334	919.9	358.6	256.9
1902.....	4,535	5,397	417	1,027.5	388.3	329.6
1903.....	4,939	5,962	531	1,102.5	431.9	455.0
1904.....	5,331	6,923	585	1,157.0	500.7	492.3
1905.....	5,668	7,794	683	1,205.0	534.2	524.4
1906.....	6,053	8,862	742	1,275.0	592.7	616.6
1907.....	6,429	9,967	794	1,418.4	664.2	645.4
1908.....	6,824	11,220	842	1,483.1	719.6	648.5
1909.....	6,893	11,319	1,079	1,521.1	568.7	714.4

(注) 州法銀行の資本金について、1867—1871の間は剰余金を含まない。

(出所) National Monetary Commission, *Statistics for the United States*, 1867-1909, p.21.

表4 国法銀行、州法銀行、信託会社の預金高
(1867—1909) (単位 100万ドル)

年	国法銀行	州法銀行	信託会社
1867.....	685.4		
1868.....	744.6		
1869.....	716.0		
1870.....	704.0		
1871.....	789.6		
1872.....	803.9		
1873.....	834.8	119.6	
1874.....	826.7	151.8	
1875.....	891.3	176.4	85.1
1876.....	835.6	171.2	87.9
1877.....	816.9	236.1	84.5
1878.....	808.4	153.1	73.6
1879.....	1,088.8	180.1	76.0
1880.....	1,083.8	227.3	90.1
1881.....	1,358.5	280.3	111.9
1882.....	1,358.3	300.1	145.0
1883.....	1,335.9	355.7	165.6
1884.....	1,219.5	352.5	189.5
1885.....	1,413.2	374.2	188.6
1886.....	1,439.3	370.7	214.2
1887.....	1,647.9	479.0	245.8
1888.....	1,708.8	444.5	259.9
1889.....	1,916.0	550.3	302.6
1890.....	1,975.9	590.1	339.3
1891.....	1,969.4	595.4	357.5
1892.....	2,323.3	697.1	415.4
1893.....	1,935.3	755.2	488.9
1894.....	2,225.7	712.2	478.0
1895.....	2,175.8	775.5	553.7
1896.....	2,138.1	753.5	592.6
1897.....	2,383.8	788.1	576.6
1898.....	2,796.0	997.2	665.5
1899.....	3,530.9	1,272.5	837.5
1900.....	3,619.8	1,371.9	1,031.7
1901.....	4,247.7	1,726.0	1,278.8
1902.....	4,465.7	1,833.0	1,537.4
1903.....	4,560.3	1,954.3	1,711.5
1904.....	4,834.9	2,236.2	1,775.5
1905.....	5,406.1	2,536.3	2,164.6
1906.....	5,701.0	2,931.5	2,162.2
1907.....	6,189.1	3,279.6	2,229.5
1908.....	6,327.6	3,144.5	2,029.9
1909.....	6,933.2	2,625.9	3,112.6

各年の調査時点：1909年を除き 6月30日に最も近い時点，1909年は 4月28日。

(出所) National Monetary Commission, *Statistics for the United States, 1867-1909*. p. 35.

ところで信託会社の成長，発展は，州によってその程度に大きな差があり，一律には論ずることができない。表5を見てもわかるように，1899年まではニューヨークとペンシルヴァニア州に大半の信託会社が集中し，中西部諸州には全体の約10分の1が存在するという状態であった²⁾。南部，西部，太平洋岸地域の州には信託会社は存在しておらず，信託会社の地域分布は東部に片寄るという特徴を持っていた。特にニューヨークとペンシルヴァニア州における信託会社の集中は著しく，この2州だけで，全信託会社の約半数が活動していた。したがって1899年までは，信託会社はニューヨークとペンシルヴァニア州を中心に発展したといえる。換言すれば，信託会社は，まだアメリカ東部にのみ特有な金融機関として存在していたのである。

しかし，1900年以後，南部，西部，太平洋岸地域の諸州においても一斉に信託会社が設立され始めた。そして1908年にはアメリカ全州において信託会社の

表5 地域別信託会社数

年	東 部 諸 州 計			ニュー イングラ ンド諸州	南 部 諸 州	中西部 諸 州	西 部 諸 州	太平洋 諸 州	合衆国 全 体
	ニューヨーク	ペンシルヴァニア							
1877	10	7	20	24					44
1878	10	6	17	23					40
1879	8	6	15	22					37
1880	8	6	14	21					35
1881	8	7	15	22					37
1882	10	8	18	20					38
1883	12	9	21	21					42
1884	13	9	22	20		2			44
1885	18	9	27	21		2			50
1886	20	9	29	21		2			52
1887	20	—	20	29		3			52
1888	21	—	21	36		6			63
1889	25	—	25	30		8			63
1890	31	—	45	48		9			102
1891	32	—	62	53		10			125
1892	32	—	50	62		12			124
1893	34	75	131	67	3	13			214
1894	36	82	140	73		15			228
1895	38	82	142	76		23			241
1896	38	88	150	85		22			257
1897	39	90	154	89		21			264
1898	44	89	159	88		21			268
1899	49	88	164	89		23			276
1900	59	97	211	90	97	47	18	29	492
1901	58	115	233	96	101	72	22	37	561
1902	70	158	300	100	103	93	16	24	636
1903	77	204	366	110	157	118	36	40	827
1904	80	241	409	117	178	135	40	45	924
1905	79	291	454	127	199	155	50	56	1,041
1906	85	314	496	145	306	254	64	72	1,337
1907	88	328	516	148	356	292	79	94	1,485
1908	88	327	524	160	358	295	69	90	1,496
1909	85	278	475	155	131	228	34	56	1,079

(出所) Barnett, George E., *State Banks and Trust Companies*, 1911, Table II より作成。

表 6 商業銀行と信託会社の預金増加率 1889—1909

	1889年 (100万ドル)	1899年 (＂)	1909年 (＂)	1889-1899 増加率 (%)	1899-1909 増加率 (%)	1889-1909 増加率 (%)
信託会社	302.6	837.5	3,112.6	176.8	271.7	928.6
州法銀行	550.3	1,272.5	2,625.9	131.2	106.4	377.2
国法銀行	1,916.0	3,530.9	6,933.2	84.3	96.4	261.9

(表 4 より作成)

存在が報告され、州法銀行、国法銀行と並んで、アメリカに一般的な金融機関となった。なおこの期間中においても、ニューヨーク州とペンシルヴァニア州における信託会社の増加は大きく、1908年には、ペンシルヴァニア州だけで全信託会社の約 5 分の 1 に相当する 327 社が存在していた。

それゆえ 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての信託会社の発展は、上記のように 1900 年までのニューヨーク、ペンシルヴァニア等の東部地域を中心とした発展と、1900 年以後の全米的規模での発展という 2 段階に区分することができるだろう。

そこでこの時期区分にしたがって、信託会社、州法銀行、国法銀行の預金増加率の比較を行ない、その結果を表 6 に示した。この表を一見して分かるように、信託会社の急速な成長ぶりは、会社数ばかりでなく、その保有預金高の増加率の高さからも裏づけられている。特に 1900 年以後の預金増加率は、信託会社 271.7%、州法銀行 106.4%、国法銀行 96.4% となり、信託会社の伸び率は、商業銀行と比較してはるかに高い。さらに 1889 年から 1909 年までの 20 年間にについて見ると、信託会社 928.6%、州法銀行 377.2%、国法銀行 261.9% となり、信託会社の「高度成長」には目を見張るものがある。

2. 信託会社の商業銀行業務への進出要因

前節では、信託会社の急速な成長が、商業銀行業務への進出によって実現されたことを見たが、本節ではそのような銀行業務への進出が、どのような要因によって引き起こされたか、という点について論じようと思う。

信託会社の商業銀行業務への進出は、主として次の三つの要因によるものと考えられる。1つは、信託会社の固有業務である信託業務、とりわけ個人信託業務を行なう上で、必然的に生じてくる銀行的機能に起因するものである。2つめに、当時の商業銀行業務において、与信手段が銀行券の発行から預金通貨へと移行しつつあったことも、信託会社の商業銀行業務への進出を促進した要因として挙げられる。第3の要因として、アメリカの銀行法制度上、州法銀行、国法銀行に比較して信託会社に対する規制が緩やかだったことが挙げられる。

以下、順次検討して行こう。

《第1の要因について》

信託会社は、個人を対象とした個人信託 (personal trust) をその中心的業務の1つとして行なっている。現在の信託機関は、個人信託業務において金銭、有価証券、金銭債権、不動産等、各種の財産を受託しているが、19世紀中頃の初期の個人信託は、金銭の受託が主であり、日本の金銭信託と類似した性格を備えていた。それゆえ、先に引用したスミスは、当時の個人信託について次のように述べ、その預金的あるいは投資信託的性格を指摘している。

「1850年以前、遺言信託 (testamentary trust) と自発的信託³⁾ (voluntary trust) を含めた個人信託は、定期預金と混同されてきたと言われている。とはいえ、受益者の利益のために信託財産を投資するという契約に基づいて、一定の信託手数料により信託資金が、現代的な意味の信託で受け入れられた形跡はある。しかしながら、1850年以前には通例、信託預金は信託会社がその資金に対して約定利子を支払い、その利子を超える収益分については、信託会社が受け取るものと理解されていたように思われる。1850年以前の発展は、最初、投資信託の方向に進んだ。その場合、信託預金はすべてプールされ、信託会社は資金全体を管理する見返りとして報酬を受け取った。その次の発展は、約定利子による『信託』預金⁴⁾ (deposit in “trust”) の方向であった。」⁵⁾

スミスの言うように、信託会社が利子を支払うという約束で個人の資金を集めるとすれば、信託会社の個人信託業務と定期預金業務との間の外見的差異は

ほとんどないといってもよいであろう。ただ両者の差異は、資金を集める際の法的形式に存するにすぎない。すなわち信託預金にあっては、信託会社は信託法理上の形式にしたがって資金を集めるのである。その際、資金を信託会社に譲渡する人物は委託者または信託設定者、その資金を受け取る信託会社は受託者、その資金の運用収益を受け取る人物は受益者という規定関係に置かれるのである。ただし、委託者と受益者とは必ずしも異なった人格である必要はなく、注3で述べたように、生前信託では同一人物でもさしつかえなかった。

そしてまた、生前信託は、信託設定書の条項によって取消可能信託 (revocable trust) と取消不能信託 (irrevocable trust) とに分類することができ、取消可能信託では委託者は、一定期間後に信託を解除して、再度信託財産の所有者となることができた。そのため信託預金というのは、信託設定者たる委託者が、自分自身を受益者として指定する特殊な個人信託の形態といえることができる⁹⁾。

それに対して、銀行の預金業務では、預金者は銀行に対して貨幣請求権を持ち、銀行は預金者に対して預金債務を負うという債権＝債務の関係を形成することになる。

しかしながら、このような差異は、預託財産が貨幣形態である限り、預託者にとってはどうでもよいものとなる。なぜなら、預託者にとっては、預託した貨幣が、利子をともなつて自分のもとに戻って来ればよいからである。換言すれば、預託者には自分の貨幣が利子生み資本として $G-G'$ の運動を行なうことこそが、重要な関心事なのであって、それがどのような形式によっているかは問題ではないのである。

そこで、このような利子生み資本という観点に立って考察するならば、信託預金を受け入れる信託会社も、預金を受入れる商業銀行も、等しく社会の遊休貨幣を利子を付して集め、それを機能資本家に貸し付けるという貨幣資本家と機能資本家との間の媒介者の役割をになっているのである。

しかし信託財産が貨幣だけでなく、不動産、有価証券等、種々の財産から構成されている場合には、定期預金と個人信託との相違は明白であり、両者が混同されることはないであろう。これは、先の引用でスミスが述べているよう

に、個人信託が初期の信託預金の形態から、「近代的形態の個人信託」へ発展した段階における事態である。この段階での個人信託の性格は、それ以前と異なり、貨幣資本の媒介というよりむしろ委託者の財産を管理し運用するという側面の方が強くなっている。このような財産の管理、運用という信託会社の機能を、経済学的にどのように規定すべきかという点については、次章で取り扱う。

ところで、すでに考察したように、銀行と信託会社とは、利子生み資本の運動を媒介するという点で同一の経済的機能を果していた。しかしながら、信託会社と銀行とは、貨幣資本の媒介様式に関して基本的な相違があった。つまり、信託会社は集めた資金を貨幣（現金）形態で貸し付けるのに対して、商業銀行は、銀行券や預金設定という方法によって、「自己宛の一覧払債務」を貸し付けることができるのである。この点にこそ、商業銀行の特質が存するのであるから、信託会社が貨幣（現金）形態での貸付を行なう限り、商業銀行と信託会社との間の相違は明確である⁷⁾。

しかし、貨幣資本の媒介機能を遂行する上で、貨幣（現金）形態での貸付は、信託会社の利子取得に一定の制限を画するものであるから、信託会社は銀行のように「自己債務」の貸付によって架空資本を創出し、より多くの利子収入を得ようとするだろう。すなわち、それは信託会社の商業銀行業務への進出を意味するのであるが、その方向への発展は、初期信託会社の信託預金業務から必然化されるものである。そして、それを可能としたのが、先に挙げた第2、第3の要因である。そこで次にこれらの要因について検討しよう。

《第2の要因について》

信託会社の銀行業務への進出を促進した要因として、当時の銀行業務において、与信手段が銀行券発行から預金通貨へと移行しつつあったことを挙げた。この要因の検討がここでの課題であるが、そのためにはアメリカの銀行制度についての理解が不可欠と思われる。そこでまず、当時のアメリカの銀行制度について考察しておこう。

現在のアメリカでは、商業銀行は、州の法律に基づいて設立された州法銀行と国法銀行法（National Bank Act）に基づいて設立された国法銀行とから構

成されている。このため前述のように、アメリカの銀行制度は、「二重銀行制度」ともいわれる。

国法銀行に関する法律は、1863年の国法通貨法 (National Currency Act) を起点として、1864年の国法銀行法 (National Bank Act) への名称変更と法律の改正を経て、その後、多くの点で修正をほどこされながら、現在に至っている⁹⁾。

国法銀行法の成立年からも分かるように、同法は南北戦争 (1861—1865) を背景として、政府の戦費調達を一つの目的として制定された。そのため、国法銀行法は国債を担保とした銀行券の発行を規定していた。その内容は次のとおりである。

「国法銀行は銀行券発行の担保として、資本金の 3 分の 1 以上 3 万ドルを下らない金額の合衆国利付登録公債を財務省出納官に預託せねばならない。通貨監督官は、その預託国債の市価の 90 パーセント相当額しかし額面価額の 90 パーセントをこえない額で銀行券を国法銀行に交付するが、銀行の実際の払込資本額をこえてはならない。」⁹⁾

なお、この規定は、1900年 3 月 14 日に成立した金本位法 (Gold Standard Act), によって一部修正され、国法銀行の発行額は預託国債の額面価額まで拡大され、銀行券に対する課税も年 2 分の 1 % に引き下げられた¹⁰⁾。

このように国法銀行法は、国債を担保とした銀行券発行を規定することにより、国法銀行に対して銀行券発行のための国債購入を余儀なくさせた。これは国債発行に有利な環境をもたらし、国債の消化を促進した。しかし国法銀行法の立法目的は、単に戦費調達のための国債発行を容易ならしめる点にあったのではなかった。もう一つの重要な目的は、国法銀行券の発行により、統一的な通貨制度を構築することにあった。そのためには、州法銀行券の発行が停止されねばならないが、州法銀行券は、「その法令 (国法銀行法——引用者) によってではなく、課税によってだんだんと排除されていった。1862年の国内収入法によって、州法銀行券に 2 % の租税が課せられた。1866年には、国法銀行に発券の独占を与えんがため、また国債にとっての市場を拡大せんがため、その課税は 10 % へと増額された」¹¹⁾ ののである。

表7 通貨種類別流通額

(単位 1000ドル)

年	金貨	金証券	ドル銀貨	銀証券	補助銀貨	合衆国紙幣	国法銀行券	小額通貨	その他の通貨	州法銀行券
1860.....	207,305				21,000					207,102
1861.....	266,400				16,000					202,006
1862.....	283,000				13,000	72,866			53,040	183,792
1863.....	260,000				11,000	312,481		15,884	93,230	238,677
1864.....	184,346				9,375	415,116	31,235	19,133	169,252	179,158
1865.....	148,557				8,713	378,917	146,138	21,729	236,567	142,920
1866.....	109,705	10,505			8,241	327,792	276,013	24,687	162,739	19,996
1867.....	72,882	18,678			7,082	319,438	286,764	26,306	123,727	4,484
1868.....	63,758	17,643			6,520	328,572	294,369	28,999	28,859	3,164
1869.....	62,129	29,956			5,695	314,767	291,750	30,442	3,343	2,559
1870.....	81,183	32,085			8,978	324,963	288,648	34,379	2,507	2,223
1871.....	72,391	17,790			12,022	343,069	311,406	34,446	1,064	1,968
1872.....	76,575	26,412			12,064	346,169	329,037	36,403	849	1,701
1873.....	62,718	34,251			13,679	348,464	338,962	38,076	701	1,399
1874.....	78,948	18,015			14,940	371,421	340,266	38,234	620	1,162
1875.....	64,446	17,549			22,141	349,686	340,547	37,905	551	964
1876.....	74,839	24,175			26,055	331,447	316,121	32,939	500	1,047
1877.....	78,111	32,298			42,885	337,899	301,289	20,242	456	909
1878.....	84,740	24,898	1,209	7	58,918	320,906	311,724	16,368	428	806
1879.....	110,505	15,280	8,036	414	61,347	301,644	321,405			
1880.....	225,696	7,964	20,111	5,790	48,512	327,895	337,415			
1885.....	341,668	126,730	39,087	101,531	43,703	331,219	308,631			
1890.....	374,259	130,831	56,279	297,556	54,033	334,689	181,605			
1895.....	479,638	48,381	51,986	319,623	60,350	319,094	206,953			
1900.....	610,806	200,733	65,889	408,466	76,161	317,677	300,115			
1905.....	651,064	485,211	73,584	454,865	101,438	332,421	480,029			
1909.....	599,338	815,005	71,988	477,717	132,332	340,118	665,539			
1910.....	590,878	802,754	72,433	478,597	135,584	334,788	683,660			

(出所) U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, Bicentennial Edition, Part 2, 1975, pp. 994-995.

州法銀行券に対する10%もの課税は、銀行券発行による州法銀行の利得を著しく減ずるものであった。そのため州法銀行は、銀行券の発行を停止せざるを得なかったのである¹²⁾。またこれは、州法銀行から国法銀行への転換を引き起こす契機となり、国法銀行は増加した（表3参照）。

このような一連の措置の結果、州法銀行券の流通高は、1863年に2億3900万ドルの最高額に達した後、1865年まで漸減し、1866年には10%の課税により約2000万ドルにまで激減した。それ以後、年々減少し続け、1879年には流通から姿を消した（表7参照）。それに対して国法銀行券の流通高は、1864年の3123万5000ドルを出発点として、すでにその翌1865年には州法銀行券の流通高を上回る1億4600万ドルに達した。その後は、州法銀行券に代って、国法銀行券の流通高は着実な増加傾向を示した（表7参照）。

かくして雑多な州法銀行券が消え去った後、その間隙を国法銀行券がうめ、流通過程では主として金貨、政府紙幣（グリーンバック）、国法銀行券、補助貨幣が通貨としての位置を占めることになった（表7参照）。

しかしながら、国法銀行券は、前述のように、国法銀行の保有国債を担保として発行されるため、その発行量は非弾力的であり、通貨需要の変動に応じて敏感に伸縮することはできなかった。この点について高山氏は次のように述べている。

「国法銀行は、1865年に統一的国法銀行券発行の強権的立法を得てのち、急速に増加した。しかし国債担保の銀行券交付・発行方式はのちに問題を残した。つまりそれは、資本制生産との関連を切断し商品取引の運動の場から疎外された量的変動したがって価格変動を示す国債を基礎とするので、戦後の正常な経済活動を回復した後では、経済界に人為的・外的作用を及ぼすことになるからである。

1880年頃まで国債量はほぼ20億ドルと比較的多く、国債価格も安定的で、国法銀行券は産業発展に規定され傾向的に増加した。だが、産業資本の発展が国庫に余剰収入をもたらし、それが国債の償還にあてられ国債価格が騰貴してくると、銀行券回収の衝動が強くなる。銀行は銀行券を発行するよりそれを回収し、預託国債をとりもどす方を利益とするからである。1874年6月

20日の法律がこれを可能にし、銀行券は実際に減少した。かくして国法銀行制度の発券機構に関しては、季節的通貨需要あるいはまた経済発展による流通必要量の伸縮への弾力的適応性を欠くようになる。」¹³⁾

このように国法銀行券の発行高が、通貨需要の変動に応じて敏感に増減しないということは、個別銀行が、産業資本等の資金需要に対して機敏に応ずることができないことの反映である。というのは、国法銀行は財務省に預託する国債総額以上には、国法銀行券での貸付を行なうことができないからである。つまり、国法銀行券は、国法銀行の私的債務としての性格よりも、むしろ政府紙幣的性格を強くもっており、したがって銀行が自己宛一覽払債務である自行銀行券で貸付を行なう場合とは基本的な相違がある。

しかしながら、自己債務の貸付とそれによる利子取得こそ、銀行の銀行たる所以であるから、国法銀行券によってこのような機能を遂行できないという状況の下では、銀行は銀行券の発行によらない自己債務の貸付形態を追求する。この結果、登場してきたのが預金設定による貸付という方法である。この方法が普及するにつれて、その反映として預金残高の急速な増加が見られた（表6参照）。

10%の発行税によって自行銀行券の発行を事実上禁止されていた州法銀行は、このような預金貸付方法によって自行銀行券発行と同等の効果をあげることができた。また、預金設定による貸付という方式は、その預金宛に振り出される小切手の使用に基礎を置いているため、国法銀行券の非弾力性という欠点は、預金通貨の伸縮性によってカバーすることができる。つまり、銀行は産業資本の与信要求に機敏に対応することが可能となったのである。

さてこのような預金貸付業務の発展にともない、州法銀行は、国法銀行との競争において銀行券を発行できないことが、それ程不利ではなくなってきた。さらに注12で指摘したように、国法銀行券発行による利益は、銀行券を発行しない場合と比較して決定的と言えるものではなかった。そのため当初は、州法銀行から国法銀行へ転換する事例が多く、州法銀行は減少したが、後には、貸付や資本規模等に制限のある国法銀行から、比較的制限のゆるやかな州法銀行へ転換するケースが増え、新規設立と相まって州法銀行は増加し、1895年に

表 8 州法銀行と信託会社の法定預金準備率

	州法銀行の準備率 (%)			信託会社の準備率 (%)		
	要求払預金	定期預金	全預金	要求払預金	定期預金	全預金
Alabama	15					
Arizona			15			
Arkansas						
California			15, 20			15, 20
Colorado						
Connecticut			15			15
Delaware	15, 10			10, 15		
District of Col.						
Florida			20			
Georgia	25			25		
Idaho	15			15		
Illinois						
Indiana						
Iowa			10, 15			
Kansas			20, 25	25	10	
Kentucky		10	15, 25			
Louisiana	25					
Maine	※	※	※	15		
Maryland						
Massachusetts	※	※	※	15, 20		
Michigan			15, 20	20		
Minnesota	20					
Mississippi						
Missouri	15			15		
Montana			15, 25			
Nebraska			15, 20			
Nevada			15			
New Hampshire						
New Jersey	15			15		
New Mexico						15
New York			25, 20, 15	10, 15		
North Carolina			15			15
North Dakota			20			20
Ohio	6	4	15			15

Oklahoma			20, 25			
Oregon	15, 25	10		15, 25	10	
Pennsylvania	15	7.5		15	7.5	
Rhode Island			15, 25			15, 20
South Carolina						
South Dakota			20, 25	25	10	
Tennessee						
Texas	25					
Utah	15, 20					
Vermont	※	※	※			
Virginia						
Washington	20			20		
West Virginia	15			15		
Wisconsin			15, 25			15
Wyoming						25

(注) 空欄は、規制のないことを示す。※印は、統計上、州法銀行の存在が報告されていないことを示す。

(出所) National Monetary Commission, *Digest of State Banking Statutes*, 1910, pp. 33-40. より作成。

は国法銀行を上回った¹⁴⁾ (表3参照)。

さて、以上のような銀行券による貸付から預金設定による貸付という信用構造の変化は、州法銀行ばかりでなく信託会社にも大きな影響をもたらした。第一の要因で述べたように、当時の信託会社は、商業銀行業務への進出をその内在的衝動として持っていたから、上述のような信用構造の変化は、信託会社に商業銀行業務への道を開くものとなった。そして次に検討するように、州法銀行、国法銀行と比較して信託会社に対する規制がゆるやかだったことも相まって、信託会社の商業銀行業務への進出は促進されることになった。

《第三の要因について》

スミスは、州法銀行、国法銀行に比べて、信託会社の規制上の有利な点について次のように述べている。

「信託会社は、銀行券から預金通貨への移行によって、国法銀行、州法銀行より比較的有利な位置にあった。というのは、信託会社は国法銀行、州法銀行ほど必要準備に制限を課されておらず、また貸付、とりわけ不動産に関

わる貸付について広範な自由を持っていた。]¹⁵⁾

例えば、注14で示したように、国法銀行は不動産担保貸付を禁止されていたが、州法銀行、信託会社にはそのような規制はなかった。そのため、南部や西部の農業地帯では、不動産担保貸付の禁止されている国法銀行よりも州法銀行、信託会社を求める声の方が多かったのである。

預金準備率についても、信託会社には、州法銀行、国法銀行よりも全体としてゆるい規制が適用されていた。預金準備率が低く規定されているということは、それだけ多くの貸付を行なうことができ、銀行経営上、有利であることは言うまでもない。そこで、信託会社、州法銀行、国法銀行の預金準備率に関して、比較検討を行なってみよう。

表8は、信託会社と州法銀行の預金準備率について、州別の規定を示している。この表から州の分類を行ない、その結果を表9に示した。この表では、信託会社に対する規制が、かなり行なわれるようになった1910年頃の調査結果が示されているから、信託会社と州法銀行に同一の条件を課している州は、(a)と(b)を合わせて27州にのぼっている。しかし、それでも14州については、まだ信託会社に対する規制は、州法銀行よりもゆるくなっている。したがって、全体として信託会社の方が、州法銀行よりも預金準備率は低く規定されていた。

国法銀行については、その預金準備率は次のように規定されていた。

「国法銀行は、ニューヨーク市（のちに中央準備市の名称を受ける）およ

表9 準備率規制の類型

a) 信託会社と州法銀行に同一の準備を課している州	16
b) 信託会社と州法銀行に準備を課していない州	11
c) 信託会社の準備に規制がないか、州法銀行よりも緩やかな州	14
d) 信託会社の方が州法銀行よりも準備率規制が厳しい州	2
e) その他	6

計

44

(表8より作成)

表10 各年の6月30日に最も近い時点での調査
預金に対する現金準備率 (1867—1909)

年	国法銀行(a)	州法銀行	信託会社
	(%)	(%)	(%)
1867.....	35.4		
1868.....	32.1		
1869.....	25.9		
1870.....	31.1		
1871.....	28.6		
1872.....	27.3		
1873.....	24.5	10.3	
1874.....	27.8	19.7	
1875.....	22.4	16.8	4.4
1876.....	22.4	18.7	3.3
1877.....	22.6	16.2	3.2
1878.....	22.1	22.0	3.8
1879.....	20.7	23.4	3.4
1880.....	21.2	26.3	3.8
1881.....	19.1	15.6	3.9
1882.....	17.5	14.8	2.3
1883.....	19.1	12.7	2.3
1884.....	20.0	16.6	2.3
1885.....	25.3	17.7	5.2
1886.....	19.8	11.5	b 9.1
1887.....	19.2	b 24.8	b 7.0
1888.....	21.0	b 25.7	b 7.7
1889.....	20.0	b 26.2	b 8.4
1890.....	18.4	b 21.8	b 5.9
1891.....	20.2	b 19.3	b 4.6
1892.....	20.9	b 20.0	b 5.5
1893.....	18.6	b 19.4	b 4.5
1894.....	26.1	b 21.9	b 7.3
1895.....	22.0	b 20.1	b 6.5
1896.....	20.6	14.5	4.6
1897.....	23.4	16.1	5.0
1898.....	23.2	14.7	3.3
1899.....	19.5	12.6	2.9
1900.....	20.4	12.1	2.6
1901.....	18.4	10.8	1.9
1902.....	18.4	10.5	2.1
1903.....	17.2	10.3	3.1
1904.....	19.9	10.1	3.8
1905.....	17.1	9.0	3.2
1906.....	16.0	8.4	3.5
1907.....	16.0	8.3	4.9
1908.....	19.4	10.5	6.3
1909 _C	18.2	9.2	8.9

- 法定通貨のみ、国法銀行券は含まない。
- 現金科目を含む。
- 全国金融委員会への特別報告より (1909年4月28日)

(出所) National Monetary Commission, *Statistics for the United States, 1867-1909*, p. 36.

び全国16市（セントルイス、シカゴ等、のちに準備市）の銀行につき銀行券流通高および預金高の25パーセント、その他の国法銀行（のちに地方銀行）につき同様に、15パーセントの合法貨幣準備を要求される。ただし、16市の銀行は準備の2分の1をニューヨーク市の銀行に預託でき、それぞれ銀行券償還の準備を形成する。]¹⁶⁾

この規定は、信託会社に預金準備率を課している州の規定とほぼ同一であるが、表9の(b)と(c)を合わせれば25州となり、やはり全体として信託会社の方が、国法銀行よりも準備率の規定は有利である。

さらに、信託会社の預金準備には、現金（法定通貨）の他に、他行預金、国債、州債での保有が認められていたから、実際の現金準備率はかなり低かった。表10を見れば、信託会社の現金準備率が、州法銀行、国法銀行に比べて如何に低いかがわかるであろう。

このように、信託会社は、預金準備率、貸付制度の面で、国法銀行、州法銀行よりも競争上、有利に銀行業務を行なうことができた

のである。そのため、信託業務を設立目的としながら、実際には信託業務をほとんど行わず、銀行業務に重点を置いて営業する信託会社も多かった。

このような状況が一般化してくるにつれて、信託会社による商業銀行業務の有利な点に着目して、商業銀行業務を目的とする場合でも、商業銀行としてではなく、信託会社として設立認可を受け、商業銀行業務に専念するという事例が増加した。1884年、信託業務の手数料と費用についての質問に対して、ユナイテッド・ステイツ信託会社社長スチュワートは次のように回答し、上述の状況を端的に言い表した。

「手数料や費用についてあまり悩む必要はない。それを管理しようとするな。業務を行なうこと、そして求めるのは手数料ではなく、預金なのだ。」¹⁷⁾

また、1904年当時の通貨監督官であったリッジリーも次のように述べ、信託会社が実際には商業銀行であったことを指摘している。

「この傾向の主な原因は、この10年間に設立されてきた信託会社の数の急増である。これらの会社は、もともと本来の信託業務を営む会社について規定するための州の法律にもとづいて設立されながら、その法律の寛大な性格につけこんでいるのであり、この新しい金融機関の大部分は、たしかに信託会社としての諸機能はもっていようが、現実には本来の信託会社業務を行なうことはほとんどないたんなる商業銀行なのである。諸州の法律は、とくに保有されるべき現金準備や不動産を担保とする貨幣の貸付に関して非常に寛大なので、この種の機関は、顧客を誘引する条件の点で、国法銀行にくらべ大きな利点をもつのである。新しい銀行を設立しようとするものは誰でも、他の条件が等しければ、政府の干渉や制限や統制からの最大の自由を容認する法律によって設立しようすることは、当然考えられる。」¹⁸⁾

このように商業銀行よりも有利な法的条件の下で、信託会社が預金業務に力を集中したことに加え、当座預金にも利子を付したという事情もあって、信託会社の預金高は著しく増大した。前節の表3、表4によると、1890年には、信託会社数149、信託会社の預金高3億3,900万ドルであったのが、1909年には、会社数1,079、預金高31億1,300万ドルとなり、会社数で約7倍、預金高で10倍近い増加率を示している。同期間中の預金増加率は、国法銀行が3.5倍、州法

銀行が4.4倍であるから、信託会社の預金増加率の高さは際立っている。この結果、会社数では州法銀行の10分の1程度でありながら、1909年には、前記のように、信託会社は州法銀行の預金高26億2,600万ドルを上回る31億1,300万ドルに達した。また1909年の時点で、1社当たり平均預金高は、信託会社2,880万ドル、州法銀行230万ドル、国法銀行1,000万ドル、平均資本金額もそれぞれ、66万ドル、5万ドル、22万ドルとなり、信託会社の経営規模が、州法銀行、国法銀行と比べてかなり大きいことがうかがわれる。このように、信託会社に対する法的規制が、商業銀行よりも有利であったという事情は、信託会社の商業銀行業務への進出を促進し、信託会社の「急速な成長」を実現する大きな要因となったのである。

〔小 括〕

以上、信託会社が、商業銀行業務へ進出する契機となった三つの要因について、それぞれ考察してきた。その中で、この三要因が、それぞれ並列的に存在しているのではなく、相互に関連して、信託会社の商業銀行業務への進出を引き起こしたことが示された。この相互関連は次のように要約できるだろう。

第一の要因——初期信託会社の個人信託業務に内在する銀行的機能という要因——は、信託会社の商業銀行業務への進出を引き起こす、内的要因を形成した。第二の要因——商業銀行業務における、与信手段の銀行券発行から預金通貨への移行という要因——は、その現実的可能性を与える要因となった。そして、第3の要因——法的規制が、商業銀行よりも信託会社に有利であったという事情——は、第1、第2の要因に基づいて、信託会社の商業銀行業務による「急速な成長」を実現する要因となった。

また、これらの各要因の分析を通して、信託会社が、信託会社としてではなく、まさに、商業銀行として成長、発展をとげてきたことが明らかになった。このことは、信託会社と商業銀行（国法銀行、州法銀行）とをその名称によって区別することを無意味にした。また、信託会社の預金業務の拡大は、信託会社の内部で個人信託業務と預金業務とを明確に分離する必要性を提起するとともに、信託会社を商業銀行と同様に規制しようとする動きを引き起こすことに

なった。そこで、次にこの問題について検討しよう。

(注)

1) Smith, James G., *The Development of Trust Companies in the United States*, 1928, p. 333.

2) 1899年の時点で信託会社の存在が報告された州は次の13州である。これはアメリカ全州の約4分の1に相当する。

ニューイングランド諸州……メイン、ヴァーモント、マサチューセッツ、ロードアイランド、コネティカット、以上5州。

東部諸州……ニューヨーク、ニュージャージー、ペンシルヴァニア、コロンビア区、以上4州。

中西部諸州……インディアナ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、以上4州。

(出所) Barnett, George E., *State Banks and Trust Companies—Since the Passage of the National Bank Act, 1911*, Appendix A, Table II.

3) 遺言信託と自発的信託について、簡単に説明しておこう。

両信託とも個人を対象とした信託であるが、両信託の違いは、信託を設定する方法上の相違に基づいている。つまり、遺言信託の場合には、信託設定者は、死亡する際、遺言の形で信託を設定するのに対し、自発的信託の場合には、信託設定者と受託者との間で交わされる信託契約書 (trust agreement) に従って信託の設定が行なわれる。さらに両信託の重要な相違点は、自発的信託の場合には、信託設定者が、自分自身を受益者とした信託を設定できる点である。当然のことながら、遺言信託ではそのようなことはできない。

なお、自発的信託という用語よりも生前信託 (living trust) という用語の方が一般的に使用されているので、本稿でも生前信託という用語を用いる。

4) ここでは、deposit in trust を信託預金と訳出したが、金銭の信託を意味する用語としてその他に、trust deposit, deposit of money in trust, money in trust も用いられる。

5) Smith, *op. cit.*, p. 316.

6) 取消可能信託について、詳細は、三井信託銀行信託部訳、前掲書、137—138頁を参照されたい。

7) 商業銀行の与える信用については、川合一郎『管理通貨と金融資本』有斐閣、1974年、第1章を参照されたい。

8) 国法銀行の制度および理論に関しては、高山洋一『ドルと連邦準備制度』新評論、1982年、45—104頁を参照されたい。

9) 高山洋一、前掲書、67頁。

10) 同書、72頁。

11) Myers, Margaret G., *A Financial History of the United States*, 1970. 吹

春寛一訳『アメリカ金融史』日本図書センター、1979年、198頁。

- 12) 州法銀行と対比する意味で、国法銀行の銀行券発行利益について考察しておこう。なお、ここでの論述の大部分は、奥田勲『米国銀行制度発達史』1926年、395頁の記述に依拠している。

国法銀行は、国債の預託と引換えに入手した銀行券を、手形の割引や貸付を通じて発行するが、その際、国法銀行は、銀行券の発行による貸出に対して通常の利子を獲得する。さらに、購入した国債に対しても利子を獲得するので、この両方の収入より銀行券の発行税、その他発行費用を控除した残額が、銀行の利益となる。しかし、発行銀行の純利益は、銀行がその資金を国債に投資せず、直接に貸出に用いる場合に獲得できる利益を、更にこれから控除しなければならない。

そこで、以上を方程式で示すと次のようになる。

市場利子率… x 、国債利回り… y 、国債の市場価格… z 、銀行券交付額… b 、銀行券発行税… c 、発行諸費用… d とすると、

$$\text{純損益} = bx + yz - xz - bc - d$$

$$= (x - c)b + (y - x)z - d \text{ となる。}$$

ここで、国法銀行券に対する課税率は、1863年の国法通貨法以後、1900年の金本位法によって0.5%に改正されるまで、2%の水準であった。そして市場利子率 x と国債利回り y は、金融市場の金利裁定によって、 $x = y$ になるとすると、上記方程式は次のように書き換えることができる。

$$\text{純損益} = (x - 0.02)b - d$$

この方程式からわかるように、市場利子率を10数パーセント程度と仮定すると、国法銀行券による発行利益は、さほど大きいとは考えられない。ただし、国債価格が低下し、国債利回りが市場利子率を上回る局面では、国法銀行にとって市場で国債を購入し、それによって銀行券を発行することは、メリットがあるだろう。しかし、このような事態は、高山氏も述べているように、実際には少なかった。

- 13) 高山洋一、前掲書、84頁。
 14) 特に、国法銀行による不動産担保貸付の禁止は、南部や西部の農業地帯で州法銀行や信託会社が発展する要因となった。
 15) Smith, *op. cit.*, p. 332.
 16) 高山洋一、前掲書、68頁。
 17) Hull, Walter H. ed., *Practical Problems in Banking and Currency*, 1907, p. 463.
 18) Kirkbride, Sterret and Willis, *The Modern Trust Company*, 1921. 高塚慶助訳『米国信託会社総論』1926年、未来社、22頁。

Ⅲ 信託業務の近代化と信託会社の規制

1. 信託業務の近代化

信託会社による商業銀行業務の兼営、拡大は、それまで「信託預金」(deposit in trust) という形式で行なわれていた個人信託業務を、明確に商業銀行業務から分離し、それぞれの業務を銀行部門と信託部門とに分割して管理する必要性を提起した。

スミスは、この点について次のように述べている。

「信託会社の組織の一部として、商業銀行業務が重要性を増すにしたがって、要求払預金 (demand deposit), 定期預金 (time deposit), 信託預金 (deposit in trust) を区別する必要が明らかとなってきた。そして、それぞれの信託資金を分離し、一単位の投資として分別管理するという近代的な方式は、その必要性から発展した。」¹⁾

信託業務と銀行業務との間の区分が明確になるとともに、今度は個人信託業務の性格にも変化が生じてきた。前にも述べたように、初期の信託会社においては、個人信託は信託預金の性格が強く、現代的な個人信託とは性格を異にしていた。

現代の個人信託は、Ⅱの注3で述べたように、信託設定の方法によって、主として生前信託 (living trust), 遺言信託 (testamentary trust) に分類できるが、この信託によって受託される信託財産は、委託者の金銭、有価証券、不動産、金銭債権等あらゆる財産が可能であり、かつ各種の財産が、当該委託者の口座で一括して受託されている。つまり、各種財産の管理・運用という性格である。これは、信託会社の銀行業務の兼営とともに、個人信託にあった預金的性格が銀行部門に移され、個人信託に財産の管理、運用という性格が残された結果である。

では、このような財産の管理、運用という側面から考察した場合、信託部門をどのような経済的規定において把握したらよいのであろうか。

前章では、金銭の信託を個人信託業務の典型と考え、それによる信託会社の

図1 受託時の資産構成 (196の信託口座について調査)

債 券 17.1%	普 通 株 38.5%	優先株 6.8%	抵 当 証 券 9.8%	不 動 産 18.0%	金 銭 そ の 他 9.8%
--------------	----------------	-------------	-----------------	----------------	----------------------

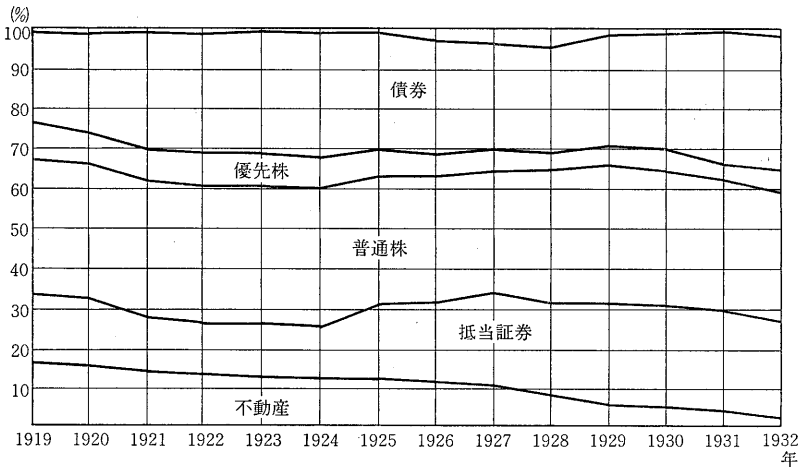
(出所) Riddle, N. Gilbert, *The Investment Policy of Trust Institutions*, 1934, p. 143.

表11 信 託 資 産 の 構 成 (196の信託勘定について調査)

受 託 時	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	平均	
債 券…	17.1	22.9	24.4	29.6	30.1	30.5	31.1	29.7	28.2	26.9	26.6	28.3	29.4	32.8	34.3	28.9
優 先 株…	6.8	7.9	7.8	7.8	7.6	7.6	7.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.9	6.0	4.4	4.4	6.6
普 通 株…	38.5	35.0	34.3	33.8	33.8	34.2	33.6	31.9	30.7	31.4	33.2	34.2	33.4	33.3	32.4	33.2
抵当証券…	9.9	16.5	15.9	13.6	13.9	14.9	14.8	18.7	19.9	21.3	21.9	24.5	25.1	24.8	24.3	19.4
不 動 産…	18.0	17.0	16.9	14.8	13.6	12.2	11.8	11.8	11.4	11.0	8.8	6.2	5.1	3.8	3.0	10.5
そ の 他…	9.7	0.7	0.7	0.4	1.0	0.6	1.3	0.5	2.9	3.1	4.1	0.9	1.0	0.9	1.6	1.4
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) Riddle, *op. cit.*, p. 152.

図2 信 託 資 産 の 構 成 (表11に同じ)



(出所) Riddle, *op. cit.*, p. 153.

機能を貨幣資本の媒介機能と規定した。したがって、個人信託において、金銭の受託が行なわれている限り、このような機能規定はそのまま妥当する。

ところが、G. リドルの研究²⁾によれば、受託資産に占める金銭の比率は、9.8%と少なく、その圧倒的部分は、株式・債券等の有価証券であった（図 1 参照）。そして受託された資金は、有価証券に投資され、受託有価証券と合わせて、信託資産の管理が行なわれた（表11参照）。

このように受託財産の中で金銭の占める比率が低下し、債券、株式等の有価証券の比重が増大したこと、そして有価証券投資が信託資産の主要な運用部門になったことは、信託部門を証券市場との関連において理解することを必要ならしめた。つまり、信託部門は、証券市場において長期資金を供給し、証券取引を行なう有力な金融機関として成長し始めたのである。この意味で信託部門を、有価証券を含む長期の貨幣資本を媒介し、管理する金融機関と規定することができる。

ところでスミスは、上述のような個人信託の変化が生じた時期を次のように推定している。

「信託会社の歴史において、どの時点で 現代的形態の個人信託が発展したのか決定することはできない。しかし、1875年になって初めて The Farmers' Loan & Trust Company が不動産を信託で受入れ、不動産を含んだ信託を遂行する権限を認可された。」³⁾

さらに他の箇所では次のように述べている。

「1850年以前のいわゆる『信託預金』(trust deposit) は、実際には貯蓄勘定 (savings account) であり、信託会社の全ては事実上『貯蓄銀行及び信託会社』(savings bank and trust companies) であった。1898年の第 2 回信託総会⁴⁾ (the second Trust Conference) の時期までには、個人信託業務と貯蓄預金そして要求払預金との間の区別が十分明確になっていた。そのため、総会の主要な目的も個人信託についてであった。20世紀の初めには、信託会社の宣伝は個人信託業務を強調し、諸業務の特殊化という考えを示すものになっている。」⁵⁾

要約すれば、個人信託は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、ほぼ現代的な

性格を備えるに至ったといえることができるであろう。

またこの時期には、アメリカ資本主義の発展を反映して、個人信託業務ばかりでなく、法人会社のための法人信託業務 (corporate trust) や代理業務も信託会社によって提供され始めた⁶⁾。その中の中心的業務は、いわゆる担保付社債信託と呼ばれるものであった。担保付社債信託とは、社債発行に際して設定される抵当権を信託会社が、社債権者のために信託で所有するというものである。このような方法が利用されるのは、主に次のような理由による。

「(1)すべての債権保有者は平等で比例した担保を持つ、(2)大勢の個々の貸手と別々の契約を結ぶことは会社にとって実行不可能である、(3)この仕組みは社債の広範な販売と迅速な市場性を得るための手段を提供する、(4)受託者は、大勢の貸手によっては有効かつ迅速になしえない抵当権を、実行することができる立場にある。」⁷⁾

このように社債信託は、事業会社にとっては、社債による長期資金の円滑な調達を可能にするという点で、金融機関や個人投資家にとっては、抵当権の信託による社債投資の安全性の確保という点で、資金の需要者と供給者の双方にメリットをもたらす制度であった。

2. 信託会社に対する規制

前章では、信託会社に対する規制のゆるやかさを、信託会社の商業銀行業務の拡大要因として挙げた。しかし、信託会社の商業銀行業務の拡大は、同時に信託会社を商業銀行として、監督、規制しようという動きを強めることになった。そこで、信託会社に対する規制の変化について若干の考察を行なっておく。

預金準備率規制に関して、前章では表8を信託会社の規制が州法銀行より緩やかな例証として挙げたが、この表は、別の見方をすれば、規制措置の一定の進行状況を示しているといえることができる。というのは、同表を見る限り、信託会社と州法銀行とに同一の準備条件（準備を要求しない場合も含む）を課している州は26州、信託会社の方が緩やかな州は14州と、同一の条件を課す州が多くなっている。これは、「信託会社が銀行業務の規模と範囲とを拡大するに

つれて、信託会社の銀行業務に対する規制が、州法銀行に対する規制と同一化する傾向にあった」⁸⁾ ことの反映である。つまり州当局は、信託会社を州法銀行と同じく商業銀行と見なし、両者に同一の規制を課したのである。つまり、州の監督当局にとっては、信用制度の安定性の維持ということが重要な関心事であったから、信託会社が銀行業務を拡大するほど、信託会社に適切な預金準備や諸規制を課することは当然の措置であった。

例えばニューヨーク州では、1873年恐慌におけるいくつかの信託会社の破産を契機に、それまで無規制であった信託会社に対して、1874年から州銀行局に営業報告書の提出を要求し始めた。それ以後、多くの州がそれにならって、同様の報告書の提出を信託会社に求めるようになった⁹⁾。

ニューヨーク州ではまた、報告書の提出要求に続き、信託会社に対する一連の法的規制措置が実行に移された。以下、年代順に簡単に要約しておこう¹⁰⁾。

1887年 信託会社設立のための一般法制定——これ以前には信託会社に関する法律はなく、信託会社は特許状 (special charter) によって設立されていた。なお、この法律では準備に関する規定はなかった。

1892年 州法銀行に準備を要求、しかし信託会社について規定なし。

1906年 信託会社の準備に関する法律制定——信託会社に対して初めて預金準備の保有を義務づけたが、その量は国法銀行よりもかなり少なかった。要求準備は次のとおりである。

- (i) 人口80万人以上の所在地の信託会社……預金の15%、その3分の1は現金、3分の2は銀行預金と特定の債券で保有すること。ただし債券は全体の3分の1を超えてはならない。
- (ii) その他の信託会社……預金の10%、その10分の3は現金、残りは銀行預金と債券で保有すること。ただし債券は準備全体の10分の3を超えてはならない。

1908年 1906年の準備規定を修正

- (i) 人口180万以上の所在地の信託会社……15%の現金準備を保有すること。
- (ii) その他の信託会社……10%又は15%の準備（他行への預金を含

む)を保有すること。

- (iii) 30日以内に支払われない定期預金、信託預金は、準備規定から除外する。

以上、ニューヨーク州を例に、信託会社に対する規制措置を検討したが、全国金融委員会 (National Monetary Commission) の調査によれば、1909年にはほとんど全ての州において、信託会社に関する法律が制定されていた¹⁾。

ところで、このような規制が行なわれるようになった背景として、信託会社の急速な成長に直面した商業銀行が、州当局に信託会社に対する規制を強化するよう求めたことが挙げられるだろう。そこで、次に商業銀行の側に視点を移して、信託会社と商業銀行との競争関係、そして商業銀行が逆に信託業務に進出するに至った経緯を考察しよう。

(注)

- 1) Smith, *op. cit.*, p. 324.
- 2) 詳しくは, Riddle, N. Gilbert, *The Investment Policy of Trust Institutions*, 1934, を参照されたい。
- 3) Smith, *op. cit.*, p. 316.
- 4) 信託総会とは、アメリカ銀行協会 (The American Bankers Association) の一部会である信託会社部会 (現在の信託部会) によって、毎年開催される年次総会のことである。最初の総会は、1897年にデトロイトで行なわれた。
- 5) Smith, *op. cit.*, p. 328.
- 6) 法人のための信託業務と代理業務の主な業務内容は次のとおりである。
 1. 法人信託
 - (1) 社債担保信託……事業会社の社債発行に際して、信託会社は、社債の担保を社債権者のために信託の形で保有する。
 2. 代理業務
 - (1) 名義書換代理……株式、社債の所有名義書換の代理人として行動する。
 - (2) 登録機関……株式発行が、授權株数以上に行なわれていないことを証明する代理人。

法人のための信託業務、代理業務についての詳細は、三井信託銀行信託部訳、前掲書、15章、16章、17章を参照されたい。
- 7) 三井信託銀行信託部訳、前掲書、322頁。
- 8) Barnett, *op. cit.*, pp. 19—20.
- 9) Smith, *op. cit.*, p. 337 参照。

10) 詳しくは以下の文献を参照されたい。

(i) Smith, *op. cit.*, pp. 345-351.

(ii) Barnett, *op. cit.*, pp. 124-134.

(iii) National Monetary Commission, *Digest of State Banking Statutes*, 1910, pp. 457-486.

11) 各州別の規制内容については, National Monetary Commission, *op. cit.*, を参照されたい。

IV 商業銀行の信託兼営化

信託会社の銀行業務への進出とその成長, 拡大によって最も打撃を受けたのは州法銀行であった。なぜなら, 同じ州法上の金融機関でありながら, 信託会社に認められている広範な営業権が州法銀行には認められておらず, 預金準備率等の規制が信託会社よりも厳しかったからである。それは州法銀行に競争上, 不利に作用し, 前節で見たように, 1909年には信託会社が預金高で州法銀行を追い抜くことになった(表4参照)。

国法銀行についても程度の差はあれ, 同様の状況であった。そこで, 「商業銀行は, 自分達の聖域に対するこのような『不当な』侵入に対して, 精神的な反対運動を行ない, さらに信託会社の業務範囲の拡大は, 危険かつ違法なものと主張」¹⁾し, 信託会社の銀行業務を差し止める訴訟を起こしたり, 州当局に信託会社の銀行業務を禁止する法律の制定を要求した。その結果, いくつかの州では, 「信託会社の銀行業務を禁止しようとする法律が制定されたが, その多くの州で裁判所は, 立法意図が信託会社の銀行業務を禁止することにある限り, その法律は無効であるという解釈を行ない」²⁾, 信託会社に有利な判決を示した。

このような判例として, 1898年6月のミズーリ州最高裁の判決と³⁾, 1900年のペンシルヴァニア州巡回裁判所の判決を挙げることができる。後者の判決は, Bank of Saginaw と Title and Trust Company との間の訴訟事件に関して出されたもので, 「ペンシルヴァニア州の信託会社は法律上定期預金と同様, 要求払預金を受入れてもよい」⁴⁾ という主旨の判決であった。

さて、上述のように、信託会社の銀行業務の兼営を禁止せよ、という商業銀行の主張は、裁判所の認めるところとはならず、逆に1900年以後ほとんどの州で信託会社による銀行業務の兼営が認められるようになった。1910年頃には、信託会社の銀行業務の兼営を厳しく制限している州は、アイオワ、ミシガン、ネブラスカ、ウィスコンシンの4州のみであった⁵⁾。それ以外の州では、信託会社の銀行業務を禁止するのではなく、信託会社、銀行業務に関して州法銀行と同等の規制条件 (equal-footing) を課することによって、信託会社の監督、規制を行なおうとしたのである。

さて、信託会社の銀行業務への進出を阻止することに失敗した商業銀行は、今度は以前の主張と矛盾するが、信託業務の兼営を認めるよう監督当局に要求し始めた。これに対して、信託会社と州法銀行とを同じ州法上の金融機関と見なす州においては、州法銀行にも信託営業権を与える方向に進んだ。その結果、「1910年までに、15の州が商業銀行（州法銀行——引用者）に信託を受入れ、遂行する権限を認め」⁶⁾ たが、その他の州の州法銀行と国法銀行には信託営業権が認められていなかった。

国法銀行の信託営業権は、1913年の連邦準備法によって初めて認められることになるのであるが、実際にはそれ以前にも次のような巧妙な方法で、商業銀行は信託業務を兼営していた。モールトンは次の2つの方法を挙げている。

「最も一般的な方法は、国法銀行、州法銀行の経営者が信託子会社を設立することであった。その信託会社は、商業銀行との『共同の利害』の下に行動した。財務長官マクヴェーグによれば、1911年にはこの種のケースはおおよそ300件にのぼった。第2の方法は、しばしば行なわれたが、国法銀行の株式の大半を信託会社に売却する方法であり、それによって事実上、2つの会社が統合されたのと同じ効果をあげた。」⁷⁾

例えばペンシルヴァニア州でも、上述の方法に基づいた商業銀行の信託業務への進出が見られる。

「ペンシルヴァニアでは、信託会社はたいてい銀行と同一人物によって経営されている。銀行家は信託会社の営業許可を取得し、銀行と連携した経営を行なう。しばしば、銀行と信託会社は同じ部屋で、それぞれのカウンター

をかまえることもある。その部屋の後には連絡通路があり、法律上、銀行に禁止されているような業務は、銀行のカウンターから信託会社の側にまわされるというわけである。」⁸⁾

国法銀行は上述のように、信託子会社の設立という間接的方法によって信託業務への進出をはかったが、信託営業権を持つ州法銀行と信託会社とへの対抗上、国法銀行は信託営業権を獲得するために積極的に活動した。1906年には、「ニューヨーク州銀行家協会は、国会に国法銀行が信託営業権を行使するのを認める法律を制定することを要求する決議を採択」⁹⁾した。その後1908年には、国会に国法銀行に対し信託営業権を認める法案が上程せられたが、成立には至らなかった。

1913年の連邦準備法 (Federal Reserve Act of 1913) の制定によって、国法銀行は信託業務の兼営を認められることになった。もちろん周知のとおり、連邦準備法の最大の目的は、連邦準備制度の構築にあったのであり、信託営業権の付与は、その付随的措置として行なわれたにすぎない。とはいえ、連邦準備法の立案者は、国法銀行、州法銀行、信託会社を連邦準備制度の下に統一するために、国法銀行に対する信託営業権の付与と貯蓄預金勘定の準備率の引下げ措置を通して、商業銀行の同質性を実現することが必要だと考えていたようである¹⁰⁾。

連邦準備法の第11条K項は、連邦準備委員会に対して、「国法銀行に対し、州法その他の地域法に抵触しない限り、国法銀行と競争関係にある州法銀行、信託会社、その他の会社が、その国法銀行が位置を占める州の法のもとに営むことを許されている、いかなる受託能力においても、営業すべき権利を賦与することを、特別の許可によって認める権限を与え」¹¹⁾ている。

しかしながら、これによって国法銀行の信託営業権が、完全に認められたわけではなかった。連邦準備法第11条K項の「州法その他の地域法に抵触しない限り」という、ただし書き規定を援用した信託会社の反対にあって、国法銀行に信託業務を認めない州もあった¹²⁾。そこで1918年に国会は、「連邦準備法を、州法が国法銀行と競合関係に立つ州法銀行、信託会社、その他の会社によって信託営業権を行使する限り、国法銀行にもそのような信託営業権に対する認可

を与えること、ならびにその権限の行使は連邦準備法の意味での州法その他の地域法の違反とみなされない」¹³⁾と修正した(末尾の資料参照)。

しかしこの修正法は、州の権利を侵害するものであるとして、1924年にミズーリ州の裁判所において、上記修正法の有効性が争われることになった。その結果、同州最高裁判所は、「もしも国法銀行が連邦準備委員会から信託業務に携わることを認可されているならば、州は、それがその業務を営むのを禁止することはできない」¹⁴⁾という判決を下した。これ以後、国法銀行を信託の分野からしめ出す州の権利は廃止され、国法銀行は最終的に信託営業権を獲得することができたのである。

また、国法銀行による信託営業権の獲得は、州法銀行に信託業務の兼営を認めていない州でも、信託営業権の取得を認める方向に作用した。ニューヨーク州では、連邦準備法第11条K項の修正が行なわれた1918年の翌年に、州法銀行に信託営業権の獲得を認める州銀行法の改正が行なわれた。

国法銀行に信託営業権が認められてからは、同銀行による信託業務への進出は次第に増加した。信託営業権保有銀行数は、1916年に480行であったのが、10年代、20年代を通じて着実に増加し続け、1930年には2,465行に達した(表12参照)。

したがって、19世紀末から20世紀初頭を「信託会社の商業銀行化」の時代と呼ぶとすれば、この時代を「商業銀行の信託兼営化」の時代と呼んでもさしつかえないだろう。

そして、このような傾向の進展は、信託会社と商業銀行との区別を解消し、一つの金融機関の下で信託業務と銀行業務とを兼営するというアメリカ特有の「信託兼営銀行」を形成することになった。ただし、こ

表12 国法銀行の信託営業権

年	信託営業権 保有行数	年	信託営業権 保有行数
1917	481	1924	1,802
1918	708	1925	1,951
1919	1,074	1926	2,103
1920	1,191	1927	2,264
1921	1,387	1928	3,391
1922	1,547	1929	2,461
1923	1,819	1930	2,465

(出所) *Annual Report of the Federal Reserve Board, 1917-1930.*

のような傾向は、大銀行を中心として発展したということに留意しておく必要がある¹⁵⁾。

さて、これまで法人受託者 (corporate trustee) を指示する場合、信託会社という用語を用いてきたが、このような状況の下では、これに代って「信託部門」(trust department) あるいは「信託機関」(trust institution) という用語を用いる方が、実体を正確に表現するものといえるだろう。

(注)

- 1) Moulton, Harold G., *The Financial Organisation of Society*, 3rd ed., 1930, p. 701.
- 2) Smith, *op. cit.*, p. 346.
- 3) *Ibid.*
- 4) Barnett, *op. cit.*, p. 17.
- 5) Barnett, *op. cit.*, p. 18.
- 6) Moulton, *op. cit.*, p. 704.
 ここで述べられている 15 州の内訳は不明であるが、バーネットは、イリノイ、アラバマ、テネシー、ミシシッピ、ジョージア、テキサス、カリフォルニアの 7 州を、州法銀行に信託営業権を認めている州として例示している (Barnett, *op. cit.*, p. 29).
- 7) Moulton, *op. cit.*, p. 704.
- 8) Knox, John J., *A History of Banking in the United States*, 1903, Reprint 1969, p. 464.
- 9) 三井信託銀行信託部訳, 前掲書, 464 頁。
- 10) Federal Reserve Board, *Annual Report of the Federal Reserve Board* —1915, Reprint 1973, pp. 11, 14 参照。
- 11) 三井信託銀行信託部訳, 前掲書, 465 頁。
- 12) 同書, 465 頁。
- 13) 同書, 465 頁。
- 14) 同書, 466 頁。
- 15) 連邦準備の 1927 年, 28 年, 29 年の各年報によると, 国法銀行の信託営業権保有行数は, それぞれ, 2,264 行, 2,391 行, 2,461 行であった。国法銀行総数に占める信託営業権保有行数の比率は, それぞれ 29%, 31%, 33% となるが, 資本金総額に占める比率は, 60%, 73%, 75% となり, 銀行数では全体の 3 分の 1 でありながら, 資本金額では 4 分の 3 を占めている。

このことから, 国法銀行による信託業務の兼営は, 大銀行を中心として発展

したといふことができる。

(出所) (i) *Annual Report of the Federal Reserve Board*—1927, pp. 35, 36.

(ii) — 1928, pp. 34—35.

(iii) — 1929, p. 32.

V む す び

これまでの叙述で示されたように、信託業務と商業銀行業務との兼営は、まず信託会社の商業銀行業務への進出によって実現された。次に、それに対抗する形で商業銀行の信託業務への進出が見られ、商業銀行による信託業務の兼営化が進展した。このような信託会社と商業銀行の両方向からの兼営化の進展が、アメリカの銀行制度の特色たる信託兼営銀行を形成することになったのである。

もちろん、兼営銀行といっても、各行の経営方針や歴史的条件によって、どちらの業務に重心を置くかという程度の差はある(表2参照)。例えば、United States Trust Company は信託業務に中心があり、商業銀行というよりもむしろ名前のとおり信託会社という方が正確であろう。とはいえ、信託業務と商業銀行業務との兼営が一般化しているという状況の下で、信託会社と商業銀行とを区別し、分類することは、あまり意味があることとは思われない。むしろ両業務の兼営化それ自体を問題にすることの方が有意義であろう。換言すれば、信託業務と商業銀行業務とを切り離して考察するのではなく、両業務をその関連において、つまり信託兼営銀行として考察する必要がある。

これまでの叙述では、信託会社に視点を置き、その商業銀行業務への進出を通して信託兼営銀行が形成される要因を分析した。ここでは、商業銀行に視点を移して、商業銀行にとって信託業務がどのような意義を持ちうるかという観点から、信託兼営銀行の考察を行なうことにしたい。

そこでこのような問題を考える手がかりとして、連邦準備局によるアンケート調査を紹介しておこう。連邦準備局は、国法銀行の信託営業権の行使に関す

表13 国法銀行の信託業務に関する調査（抜粋）

質問 1. 信託部門が新しい取引を銀行にもたらしただか。

（回答） はい……515, いいえ……132, 疑問……88

質問 2. 信託部門は、それがなければ、競争相手の信託会社に移ったであろう顧客の勘定の維持に役立ったか。

（回答） はい……563, いいえ……70, 疑問……59, 競争相手の信託会社が存在しない事例……44

質問 3. 信託部門の追加業務を顧客は評価していると思われるか。

（回答） はい……521, いいえ……93, 疑問……66

（出所） *Annual Report of the Federal Reserve Board*, 1921, p. 316.

るアンケート調査を行ない、その結果を1921年の年次報告書に掲載している。**表13**は、その調査結果の一部である。この調査からわかるように、大部分の国法銀行は、信託業務の兼営を銀行経営にとって有意義であると回答している。

商業銀行は、貨幣資本の媒介者として、社会の遊休貨幣資本を大量に集中するという性格をもっており、そのため少しでも多くの資金源泉を獲得しようとするだろう。したがって、国法銀行が信託業務の兼営を有意義であると答えたのは、恐らくこのような商業銀行の性格に基づくものであろう。つまり信託業務は、商業銀行の追加的資金源泉を形成するという点で、存在意義を与えられているのである。このことをもう少し詳しく考察しよう。

商業銀行の基本的業務は、当座預金の受入を行ない、それによって形成される貸付可能な貨幣資本を、手形割引等、短期の貸付業務によって運用するという、短期信用業務にある。産業資本は、このような商業銀行の短期信用業務によって、運転資本等、短期資本の供給を受けることができるのである。

また他方では、産業資本は、このような短期資金だけでなく、設備投資に向ける長期資金をも必要としている。しかし、短期信用業務を基本とする商業銀行は、産業資本の長期資金需要に十分に対応することができない。商業銀行は、準備金や自己資本による株式、社債の取得を通して、産業資本に長期資金を供給するということも可能であるが、この方法は、商業銀行の資本規模によ

って制限を受けざるをえない。

そこで商業銀行は、安定した長期資金の源泉を他に求めることになるが、この要求に最も合致した資金源泉が、他ならぬ信託業務によって受託される資金であった。現在では、年金基金の受託が、個人信託と並んで信託業務に大きな位置を占めているが、1910年代から20年代にかけて中心的な業務は、個人信託であった。個人信託の契約期間は、通例かなり長期にわたるため、それによって受け入れられる資金は、長期の安定した資金源泉となりえたのである。また同時に、個人信託の受託者には、信託基金の投資義務が課されており、その投資対象として、債券や株式が適切とされていた¹⁾。

かくして商業銀行は、信託業務を兼営することによって長期の安定した資金源泉を確保し、産業資本の長期資金需要にも対応することが可能となった。それゆえこの点にこそ、商業銀行が、信託業務を兼営する主要な契機が存在すると思われる。このような意味で、信託業務の兼営は、商業銀行による貨幣資本集中機構の一形態として位置づけることができるであろう。

上に述べた点以外に、信託業務の兼営が行なわれる理由として、次の3点があげられるだろう。

第1に、信託部門に一時的に滞留する現金が、自行の銀行部門に預金されることによって、商業銀行にとって追加的な預金源泉が形成されることである。なお、信託部門に一時的に滞留する現金とは、投資されるまで待機する資金と未配分の投資収益とから形成されている。

第2に、アメリカの商業銀行は、1933年銀行法 (Banking Act of 1933) によって、銀行業務と証券業務の分離が行なわれるまで、アンダーライティングを含む証券業務に従事しており、そのため自行の信託部門を証券業務の重要な要素としていたことも十分に考えられる。

第3に、『パットマン委員会報告』で論じられているように、商業銀行が会社支配の目的のために、自行の信託部門による株式所有を利用したということも考えられる。当時の商業銀行信託部によるかなりの株式保有は、このような推測に一定の根拠を与えるものである (図1参照)。春田素夫氏も同様な指摘をされている²⁾。

現在のところ、これらの問題については、指摘だけで十分な検討を行なうことができない。今後の研究において、信託業務と商業銀行業務の具体的分析を行ない、上記の問題を含め、信託兼営銀行の意義について論じたいと思う。

(付記) 本論文は、信託協会、昭和56年度信託研究奨励金の助成を受けた研究の一部である。

(注)

- 1) 信託資金の投資基準については、三井信託銀行信託部訳、前掲書、第10章を参照されたい。
- 2) 春田素夫「アメリカの信託会社」武田隆夫、遠藤湘吉、大内力編『資本論と帝国主義論(下)』東京大学出版会、1971年、278、283頁。

《資料》 連邦準備法第11条K項の修正(1918年)

SEC. 2. That section eleven (k) of the Federal reserve act be amended and reenacted to read as follows:

“(k) To grant by special permit to national banks applying therefor, when not in contravention of State or local law, the right to act as trustee, executor, administrator, registrar of stocks and bonds, guardian of estates, assignee, receiver, committee of estates of lunatics, or in any other fiduciary capacity in which State banks, trust companies, or other corporations which come into competition with national banks are permitted to act under the laws of the State in which the national bank is located.

“Whenever the laws of such State authorize or permit the exercise of any or all of the foregoing powers by State banks, trust companies, or other corporations which compete with national banks, the granting to and the exercise of such powers by national banks shall not be deemed to be in contravention of State or local law within the meaning of this act.

“National banks exercising any or all of the powers enumerated in this subsection shall segregate all assets held in any fiduciary capacity from the general assets of the bank and shall keep a separate set of books and records showing in proper detail all transactions engaged in under authority of this subsection. Such books and records shall be open to inspection by the State authorities to the same extent as the books and records of corporations organized under State law which exercise fiduciary

powers, but nothing in this act shall be construed as authorizing the State authorities to examine the books, records, and assets of the national bank which are not held in trust under authority of this subsection.

“No national bank shall receive in its trust department deposits of current funds subject to check or the deposit of checks, drafts, bills of exchange, or other items for collection or exchange purposes. Funds deposited or held in trust by the bank awaiting investment shall be carried in a separate account and shall not be used by the bank in the conduct of its business unless it shall first set aside in the trust department United States bonds or other securities approved by the Federal Reserve Board.

“In the event of the failure of such bank the owners of the funds held in trust for investment shall have a lien on the bonds or other securities so set apart in addition to their claim against the estate of the bank.

“Whenever the laws of a State require corporations acting in a fiduciary capacity to deposit securities with the State authorities for the protection of private or court trusts, national banks so acting shall be required to make similar deposits, and securities so deposited shall be held for the protection of private or court trusts as provided by the State law.

“National banks in such cases shall not be required to execute the bond usually required of individuals if State corporations under similar circumstances are exempt from this requirement.

“National banks shall have power to execute such bond when so required by the laws of the State.

“In any case in which the laws of a State require that a corporation acting as trustee, executor, administrator, or in any capacity specified in this section, shall take an oath or make an affidavit, the president, vice president, cashier, or trust officer of such national bank may take the necessary oath or execute the necessary affidavit.

“It shall be unlawful for any national banking association to lend any officer, director, or employee any funds held in trust under the powers conferred by this section. Any officer, director, or employee making such loan, or to whom such loan is made, may be fined not more than \$5,000, or imprisoned not more than five years, or may be both fined and imprisoned, in the discretion of the court.

“In passing upon applications for permission to exercise the powers enumerated in this subsection, the Federal Reserve Board may take into consideration the amount of capital and surplus of the applying bank, whether or not such capital and surplus is sufficient under the circumstances of the case, the needs of the community to be served, and any other facts and circumstances that seem to it proper, and may grant or refuse the application accordingly: *Provided*, That no permit shall be issued to any national banking association having a capital and surplus less than the capital and surplus required by State law of State banks, trust companies, and corporations exercising such powers.”

(出所)

Annual Report of the Federal Reserve Board—1918, pp. 262—263.